

墨田区私道整備助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（目的） 第1条 この条例は、私道を舗装し、私道に排水設備若しくは防犯灯を設置し、又は私道に設置されている排水設備若しくは防犯灯を修理する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において「私道」とは、次に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。 (1)～(3) 〔略〕 （助成対象工事） 第3条 助成金の交付対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める要件に該当する私道において、規則で定める基準により施行される次に掲げる工事とする。 (1) 路面舗装工事 (2) 排水設備工事 (3) 防犯灯工事 （助成金の額） 第4条 助成金の額は、助成対象工事ごとの標準工事費の範囲内で区長が定める額とする。 2 前項の助成対象工事ごとの標準工事費は、区長が別に定める。 （助成金の交付決定） 第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。 2 区長は、前項の規定による交付決定に当たって、助成金の交付の目的を達成するた	〔同左〕 第1条 この条例は、私道を舗装し、又は私道に排水設備若しくは防犯灯を設置する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。 〔同左〕 第2条 この条例において「私道」とは、次の各号に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。 (1)～(3) 〔略〕 （助成金の交付対象） 第3条 助成金は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める要件に該当する私道において、次の各号に掲げる工事（以下「助成対象工事」という。）を、規則で定める基準により施行する者に対し交付する。 (1) 路面舗装工事 (2) 排水設備設置工事 (3) 防犯灯設置工事 〔同左〕 第4条 助成金の額は、助成対象工事ごとに規則で定める標準工事費の範囲内で区長が定める額とする。 〔新設〕 〔同左〕 第6条 区長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。 2 区長は、前項の交付決定に当たって、助成金の交付の目的を達成するため必要があ

め必要があると認めるときは、条件を付すことができる。 (交付決定の取消し等) 第8条 区長は、助成金の交付決定を受けた<u>申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。</u> (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕	ると認めるときは、条件を付すことができる。 〔同左〕 第8条 区長は、助成金の交付決定を受けた<u>者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。</u> (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕
---	---

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。